



ONthe UMEDA バーチャルオフィス住所利用申込書

◎利用規約をよくお読みいただき

下記に必要事項の記入及び署名捺印してお申込み下さい。（※記載の金額はすべて税込）

申込事項

入会金:3000 円	月額:10,000 円
利用開始希望日	年 月 日
	画像送付オプション(2,000 円/月) ☐ 利用する ☐ 利用なし

代表者情報

フリガナ			
代表者名	印		
生年月日	年 月 日	性別:	☐ 男 ☐ 女 ☐ その他
ご連絡先	TEL:	MAIL:	
ご自宅住所	(〒 -)		

会社情報

利用する法人名 (屋号追加+5,000 円/件)			
利用目的			
事業内容			
ホームページ URL			
ご連絡先	TEL:	MAIL:	
会社所在地	(〒 -)		

転送確認

希望転送先住所	
転送先宛名	
電話番号	

必須確認書類(取得後 3 ヶ月以内のもの)

※下記の項目をチェックし、画像をお問合せフォームに添付してください

☐ 本人確認証(必須)	運転免許証/マイナンバーカード/パスポート
☐ 法人の場合	履歴事項証明書、法人の印鑑証明書
☐ 個人事業主の場合	住民票、個人の印鑑証明書

〈会員意思表示〉

☐ 私は、第 16 条（反社会的勢力の排除）各号のいずれにも該当しないことを確約するとともに、仮に該当した場合に、本サービス等の利用が中止されても異議を述べません。

☐ 私は、ONthe UMEDA 所在地に対し自らに独立の占有がないことを確認し、いかなる賃借権または占有権も主張いたしません。

☐ 私ないし利用する法人（以下、あわせて「利用者」という）は、詐欺や違法な物品の取引等、違法・不正な行為は一切しておらず、将来に渡って行わないことを確約するとともに、仮に違法・不正な行為が疑われる場合に、本サービス等の利用が中止されても異議を述べません。

私は利用規約を遵守し、下記の意思を表明し、署名押印して ONthe UMEDA バーチャルオフィス住所利用サービスに申込みいたします。

代表者署名

印

〈法人意思表示〉

☐ 当社に本利用規約が適用されることを了解し、本サービス等利用に関して利用者と連帯して貴社に対する本利用規約上の義務を負うことを了承します。

法人名（屋号）

代表者名

印

ONthe UMEDA

ONthe UMEDA バーチャルオフィス住所利用サービス利用規約

2023 年 10 月 1 日 策定

第1条 定義と目的

ONthe UMEDA バーチャルオフィス住所利用サービス（以下、本サービスという）とは、大阪地下街株式会社ならびに TUCKNAL 株式会社（以下「運営会社等」という）が運営する、ONthe UMEDA（以下、当館という）にて提供するバーチャルオフィスプランを契約した個人および代表権を有する法人または個人事業主（以下、「会員」という）に対し、当館所在地を住所として第三者に告知することならびに当館への送付物を許可して、当館から指定の住所へ転送することにより、ビジネス利用の利便性を高める事を目的とします。

第2条 利用可能条件

本サービスの利用は、定められた手順に応じて審査を通過した場合のみ利用可能となります。

第3条 利用申し込み

「申込書」に必要事項を記入し当館が指定した必要確認書類と併せて提出のうえお問い合わせフォームよりお申し込みください。申込内容に事実と相違することが判明した場合、本サービスを利用することはできません。

第4条 審査

申込書受理後審査を行い、その結果を 10 営業日以内に電子メールにて通知します。
業種・内容および審査結果によっては、お断りする場合がございますので、予めご了承ください。また審査内容については結果の如何に拘わらず開示することはできません。

第5条 利用料金

1. 入会金は 3,000 円（税込）、基本サービス料は月額 10,000 円（税込）とします。基本サービス料に加え、写真オプションサービスを利用する場合は月額 2,000 円（税込）、屋号追加オプションを利用する場合は月額 5,000 円（税込）/1 件をお支払いいただきます。
2. 運営会社等は、月会費の額、その支払方法および支払日を決定し、また変更できるものとします。この場合の会員に対する通知は運営会社等の定める方法によるものとします。会員は、月会費を本利用規約に従い支払う義務を負います。
3. すべての利用料金は、登録クレジットカード決済での支払いのみとし、現金で支払うことはできません。また、利用料金の日割り計算はいたしません。支払いが滞った場合、利用停止とする場合がございます。
4. 月会費の決済ができず、ご連絡がつかない場合には本サービスを停止いたします。その後 7 営業日以内にお支払い・ご連絡がつかない場合は、解約とさせていただきます。なお、利用停止ならびに解約となった際に生じるいかなる損害についても、運営会社等はその責を負いません。

第6条 サービスの期間

本サービスの開始日は任意としますが、利用料金の日割り計算はいたしません。本サービスの終了はサービス解除届を提出した翌月末日としますので、予めご了承ください。

なお上記利用期間に拘わらず、運営会社等は理由の如何を問わず、30 日前に会員に通知することにより同意を得ることなく本サービスを中止することができることとします。またサービスを中止したことにより生じるいかなる損害についても、運営会社等は責任を負いません。

第7条 転送

原則毎週日曜日締め、翌月曜日に希望転送住所に着払いにて発送しますが、月曜日が休日の場合は、休日明けの初日の発送と致します。大型連休やその他事情によりお時間を頂戴する場合があります。なお、転送物の未配達、遅配、破損・汚損など、当館からの転送物に発生するあらゆる損失に対して、運営会社等は一切責任を負いません。

第8条 画像送付オプションサービス

写真オプションサービスは月額 2,000 円（税込）の追加料金で利用可能となります。会員宛に到着した送付物を弊社スタッフが撮影し、画像添付メールにてお知らせいたします。営業 DM など不要な郵便物ご希望により破棄いたします。ご連絡がない場合は、通常転送とします。

第9条 スポット転送

画像送付オプションサービスを契約されている場合に限り、お急ぎの送付物がある場合は、最短納期で発送できるオプションサービス「スポット転送」をご利用いただけます。なお、一回の利用につき、500 円（税込）の手数料を徴収します。

第10条 屋号追加オプションサービス

1. 屋号の追加を希望する場合は、月額 5,000 円の追加料金で利用可能となります。（※審査あり）
2. 無断利用が発覚した場合は、利用期間に応じた料金を請求した上、すべてのサービスを解約いたします。

第11条 届出事項の変更

届出事項(屋号・氏名・連絡先・住所・電話番号等)に変更が生じた場合は、速やかに変更が分かる証明書ならびに当館指定の変更届を提出してください。ご連絡がない場合、これに伴う会員への不利益については、当館は一切責任を負わないものとします。

第12条 途中解約

1. 本サービスは、サービス開始の翌月末までは会員の都合による途中解約はできません。写真オプションサービスのみの途中解約も同様とします。また、オプションサービスのみを継続して本サービスを解約することはできません。
2. 本サービスを途中解除する場合は、サービス解約届を提出した日の翌月末までの課金とし、日割り計算はいたしません。

第13条 解約手続き

1. 所定のサービス解約届を会員本人が、当館に提出することをもって退会申請とします。
2. 当月 25 日までになされた有効な退会申請については翌月末日をもって退会とします。25 日を

超えて末日までに提出された退会申請については翌々月末日をもって退会とします。郵送の場合は退会届が当館に到達した日に退会申請があったものとします。ファックス、電子メール、電話での退会申請は受け付けません。

(例：6月25日解約申請→8月末契約期間満了)

6月26日解約申請→9月末契約期間満了)

3. 退会申請後も、契約期間満了日までの期間は本サービスを利用できます。その期間に本サービスを利用しない場合でも、日割り計算等による月会費の返金はありません。
4. 会員は、退会日までに運営会社等に対する全ての債務を弁済します。ただし、退会日までに精算の完了しない責務については、退会日以降に運営会社等の請求に基づき弁済するものとします。

第14条 住所利用に関する事項

当館の所在地を住所として利用する場合、会員は以下の事項に同意することとします。

1. 本サービスが中止された場合、または第13条により解約された場合、もしくは第12条により中途解除した場合は、住所利用サービス会員はただちに住所を変更し、転送サービス会員はサービス停止の7日前までに郵便局に転送届を提出すること。
2. 解約申請後1ヶ月以内に郵便局や税務署・法務局など関係各所へ住所変更手続きを行うこと。
(契約期間満了以降は一切、郵便転送は行いませんので、ご注意ください。
例：6月25日退会申請→8月末契約期間満了→9月以降転送不可)
3. 本サービスの利用をもって当館の所在地に対し独立の占有や占有権、賃借権などの権利を主張することはできないこと。
4. 会員が当該法人の代表権を喪失した場合にはただちに住所利用サービスの利用停止を申し出ること。

第15条 送付物の制限事項

当館の所在地への送付物送付にあたり、会員は下記の事項に従うこととします。

1. 送付物はA4サイズまでとし、厚みは3センチ以内とします。これを超える送付物は受理いたしません。
2. 着払い、クール便など特殊な保管を要する送付物は受理いたしません。
3. 一度に5口以上の大量の送付物や、3日以上にわたる繰り返し送付される同種の送付物は受理いたしません。
4. 現金・小切手等・有価証券類、生物・動物・危険物・冷蔵・冷凍が必要な物、書留郵便や債権回収業者からの書類・裁判所等の機関からの特別送達郵便物・現金書留・電信為替・その他法律に触れる可能性があるものの受け取りはできません。(下記、【受取および転送ができない送付物について】を参照のこと。)
5. 送付物の未配達、遅配、破損・汚損など、当館宛送付物に発生するあらゆる損失に対して、それが当館での保管中の過失、事故であったとしても運営会社等は一切責任を負いません。
6. 送付物に不自然ないし疑わしい点があった場合に、会員ないし当該法人の承諾なく、警察や行政機関等に通報をしたとしても会員ないし当該法人は一切異議を述べないものとします。

7. 本サービスの終了、解除後に届いた送付物については、本サービス終了、解除から1ヶ月以内に日本国内の会員指定の住所宛に1回限り転送しますが、以降に届いた送付物は受け取りませんので予めご了承ください。会員は本サービス等の解除申請後すみやかに新住所の周知ならびに送付物配送停止や転送の手続きを遅滞なく行うものとします。

【受取および転送ができない送付物について】

1. 現金および小切手、手形、株券、商品券金券その他、有価証券類
2. 金融機関の預貯金通帳または預貯金のキャッシュカード、クレジットカード類
3. 信書または現行法で信書と定義された通信手段
4. 飲食物その他変質または腐敗しやすいもの
5. 覚せい剤、大麻、麻薬、向精神薬その他の禁止薬物
6. 銃砲、刀剣、武器、兵器、火薬類、爆発物、毒物、劇物
7. アダルトビデオ、その他のわいせつ物
8. 盗難品や不正な方法・手段により取得されたもの
9. 経由国を含む輸出入国、州、地方自治体の法令により、その輸送、輸出および輸入等が禁止され、または制限されているもの
10. その他、運送事業者の運送約款上取扱いが認められていないもの
11. その他、当館が不適当と認めたもの

第16条 転送不能の際の送付物の処分

運営会社等は、本サービスの会員の送付物を転送先不明もしくはその他事由により転送もしくは送信元へ返送することができないときは下記のとおり扱います。

1. 転送先不明その他の事由により送付物を転送もしくは返送することができないときは、運営会社等は、送付物の内容を確認することができます。
2. 前項の規定により、送付物の内容を確認してもサービス会員に転送することができないときは、運営会社等は、送付物を補修した上で保管します。
3. 運営会社等は、前項の規定により保管した送付物で有価物でないものは、その保管を開始した日から三ヶ月以内にその引渡し請求がないときは、送付物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを廃棄し、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつては、運営会社等の任意の判断でこれを売却することができます。この場合において、運営会社等は、その代金を引渡し請求並びに送付物の保管及び処分に要した費用に充当し、余剰があるときは保管します。
4. 第二項の規定により送付物の保管を開始した日から一年以内に引渡し請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び前項の規定により保管される売却代金は運営会社に帰属します

第17条 損害賠償

運営会社等は、運営会社等の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により会員に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当社または会員が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。ま

た、運営会社等の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により会員に生じた損害の賠償は、会員から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。

第18条 反社会的勢力の排除

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、運営会社等は何らの催告をすることなく本サービスの利用を解除することができ、それによって会員に損害が生じてても会員は賠償請求することはできません。

1. 会員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当すると認められるとき、または、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者と認められるとき。
2. 会員の経営する法人・事業に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
3. 会員が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
4. 会員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
5. 会員または会員が経営する法人・事業の役員もしくは会員の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
6. 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

第19条 禁止事項

会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 法令または公序良俗に違反する行為、犯罪行為に関連する行為。
2. 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為。
3. 本サービスの運営を妨害する恐れのある行為。
4. 他の会員や当館の従業員に迷惑となる行為。
5. 不正な目的を持って本サービスを利用する行為。
6. 当館を利用して、ネットワークビジネス、宗教活動および政治活動を行う行為。
7. 運営会社等が許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘または営業行為。
8. 本サービスに関連して、反社会勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為。
9. その他、運営会社等が不適切と判断する行為。

第20条 契約の解除

運営会社等は会員が以下のいずれかに該当する場合には事前の通告なく会員に対して本サービスを打ち切ることがあります。

1. 本規約のいずれかの条項に違反した場合。
2. 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合。
3. 料金等の支払い債務に、不履行があった場合。

4. 運営会社等からの連絡に対して1ヶ月間返答がない場合。
5. 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、その他の倒産手続の申立て等により、経済的信用を失った場合。
6. 当館を利用して、ネットワークビジネス、宗教活動および政治活動を行った場合、またはその疑いがある場合。
7. その他、運営会社等が本サービスの利用を適当でないと判断した場合。

第21条 会員の地位の譲渡の禁止

会員は、会員として有する権利を団参者に譲渡および貸与することはできません。

第22条 準拠法

本利用規約に関する準拠法は日本法とします。

第23条 管轄裁判所

本利用規約に関し会員と運営会社等の間で紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 協議事項

本利用規約において疑義が生じるもしくは本利用規約に定めのない事由が生じた場合は、運営会社等と会員は協議の上解決するものとします。